

競争入札の参加資格及び選定に係る市内業者及び準市内業者の認定基準

制定 平成19年1月29日

(目的)

第1条 この基準は、八千代市の入札参加資格審査において市内業者及び準市内業者を認定するに当たり、基準を明確にすることで、適正な認定事務を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 市内業者とは、常時契約を締結する事務所として八千代市内に本社や本店（以下「本店等」という。）を有している者をいう。

2 準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として八千代市内に支社や支店、営業所（以下「支店等」という。）を有している者をいう。

3 前2項に規定する常時契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、契約締結及び履行等、契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所をいう。

4 建設工事にあつて、本店等とは、建設業法の許可を有する「主たる営業所」をいう。

5 建設工事にあつて、支店等とは、建設業法の許可を有する「従たる営業所」をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び準市内業者として認定するに当たり必要な要件については、次のとおりとする。

(1) 八千代市税を滞納していないこと。

(2) 事務所として形態を整えていること。

八千代市内に事務所を有し、事務用什器（机、椅子等）や事務用機器（電話、ファクシミリ、複写機、パソコン等）が備え付けられているとともに、事務所の所在を明らかにした看板や表札が掲げられていること。

(3) 営業活動を行い得る人的配置（法令に基づく技術者の配置等）がなされていて、かつ責任者が存在し常駐していること。

社員の自宅・住居，又は，配置人員が市外の本店等と兼務となっているなど，不在の状況が頻繁となっているような場合は，本店等や支店等とは認めない。

(4) 常時連絡がとれる体制となっていること。

常時不在転送電話になっていたり，単なる連絡員の配置による取次ぎをしている場合は，本店等や支店等とは認めない。

(実態調査)

第4条 市長は，前条の認定要件を満たしているかを確認するため，必要に応じ，随時実態調査を行うものとする。

2 前項の実態調査に協力しない者及び市の指導に従わない者は，前条の認定要件を満たしていないものとみなす。

附 則

この基準は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は，令和2年12月22日から施行する。